



3月になり、今年度もあと一月を残すのみになりました。「もう家の子は、進路が決まったよ」という家庭、「まだまだこれから」という家庭もあることでしょう。受験生にとって、早く春が来るとよいですね。3月は、新年度に向けて準備をする時期です。新たな気持ちで新年度が迎えられよう、準備を怠らないようにしましょう。



ながら運転の厳罰化

巡視をしていて、子どもたちを指導することでいちばん多いのが、「ながらスマホ」です。歩きながら、自転車を運転しながら、子どもたちはスマホの画面を見えています。その姿を見ながら、「危ないなあー」と思い、注意をするのです。「危ないよ」と子どもたちに注意をすると「わかりました」「すみません」とか、「はい」などと言ってやめてくれます。その態度に防府の子どもたちの素直さを感じ、うれしく思っています。

この「ながらスマホ」は、子どもたちだけでなく、大人の姿も多く見かけます。このことは、皆さんも気づいておられる方もいらっしゃるでしょう。大人が良い姿を子どもに見せることが大切なのではないでしょうか。大人がやめ、注意をするようになれば子どももやらなくなるものです。

この歩きながらや自転車を運転しながら以上に、車を運転しながらスマホを操作することはもっと危険な行為でしょう。これまで、巡視中、運転者がスマホをみている姿をよく見ていたのですが、最近少なくなってきておりうれしく思っています。それは、昨年12月1日からながら運転の罰則が厳しくなったからなのではないでしょうか。

罰則がどうなったかというと、

- ・運転中の通話やスマホのアプリの操作などで画面を注視する「携帯電話の使用など（保持）」の罰則が、「5万円以下の罰金」から「6月以下の懲役または10万円以下の罰金」になり、違反点数も1点から3点に引き上げられました。
- ・さらに、通話やカーナビなどの画面を見ていて事故につながりかねない交通の危険を生じさせた場合は、「3月以下の懲役または5万円以下の罰金」から「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」と厳しくなり、点数も2点から一発で免許停止となる6点となりました。
- ・反則金は・・・通話や画面を注視していた場合は、普通車の反則は6,000円だったのが18,000円になりました。

(詳しくは、「道路交通法」をご覧ください)

一昨年、通話やスマホの操作などが原因の事故は、2,790件発生しています。このうち死亡事故は42件です。本当に痛ましいことです。このことにより、亡くなった方、その親族の方々の悔しさを考えるとやるせない気持ちになります。

自動車の運転ではこのようになっているのですが、自転車のながら運転はどのようになっているのか知っておられますか。自転車のながら運転については「各都道府県の公安委員会規則で禁止されており、5万円以下の罰金」が科されることになっています。このように、自転車のながら運転も当然いけないのです。

まだ、「ながらスマホ」による死亡事故は、防府市では聞いていません。でも、このままではいつ起きても不思議ではない状態になっているように感じています。歩きながらのスマホ、自転車や車を運転しながらのスマホを防府からなくしていきましょう。

(文責＝青少年育成センター指導員 藤村)